

公 示

次のとおり、企画競争に関する委託先事業者の選定を行います。

令和2年2月20日

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 藤原 毅

1 企画競争に対する事項

- (1) 件 名 不安定就労者再チャレンジ支援事業 一式
- (2) 実施主体 神奈川労働局職業安定部訓練室
横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道エストビル3階
- (3) 事業概要 就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。
本事業は、就職氷河期世代に該当し、これまで正規雇用の機会に恵まれなかつた方に対して、就職支援の充実・強化を図るため、民間職業紹介事業者への委託により、その有する専門知識及びノウハウを活かし、就職支援を総合的に実施する
- (4) 契約期間 令和2年4月1日から令和4年8月31日まで
- (5) 仕 様 「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」による。

2 企画競争参加資格に関する事項

- (1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。
- (ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意

に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたものうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
エ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 企画書提出時において、有料職業紹介事業の許可を現に受けており、かつ受託した事業を実施する時点で、有料職業紹介事業の許可を受けていることが確実であると認められること。
- (8) 受託した事業を実施する時点で、神奈川労働局の管内に職業紹介事業を行う事業所を設置していることが確実であると認められること。
- (9) 受託した事業を実施する時点で、本事業の委託費を盛り込んだ手数料表の届出をしていることが確実であると認められること。
- (10) 受託した事業を実施する時点で、本事業の対象者に関して職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していないことが確実であると認められること。

3 契約候補者の選定

「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として一者を選定する。

4 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時及び場所

令和2年2月27日（木）10時00分～

〒231-0002 横浜市中区海岸通4-23 横浜港労働出張所会議室

(2) 受付方法等

電話又はFAXにて受付する。なお、会場の都合により、参加人数は一事業者当たり最大2名とする。

5 企画書募集要領を交付する日時及び場所

令和2年2月20日（木）9時30分～令和2年3月5日（木）17時00分

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階

神奈川労働局職業安定部訓練室

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和2年2月20日（木）9時30分～

令和2年3月5日（木）12時00分

(2) 受付先 神奈川労働局職業安定部訓練室 久能

電話：045-277-8802、FAX：045-277-8812

(3) 受付方法 FAXにて受付する。

(4) 回答期日 令和2年3月6日（金）17時までに、企画競争参加予定者に対してFAXにて回答する。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和2年3月10日（火）17時

(2) 提出先 上記6(2)に同じ

(3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、書留郵便に限ることとし、提出期限までに到着するよう送付すること。

(4) 提出書類 「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」において定めた書類

8 企画提案会の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために実施する。

(1) 日時 令和2年3月13日（金）9時30分～12時

(2) 場所 〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15

横浜S Tビル5階 セミナールーム

(3) 内容 「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」による。

9 その他

- (1) 企画書等及び契約手続きに使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金　免除
- (3) 契約書作成の要否　要
- (4) 企画書等の無効
　　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書等、その他企画競争参加条件に違反した者の企画書等は無効とする。
- (5) 契約候補者の選定
　　「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書評価委員会設置要綱」に基づき、企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。
- (6) その他
　　詳細については「不安定就労者再チャレンジ支援事業に係る企画書募集要領」による。